

悪質業者についての情報提供制度

悪質な業者に行為を改めさせるため、国や都道府県に情報提供し、適切な措置を求めることができます。



特定商取引法で規定している取引において、事業者が違反行為がある場合、国や都道府県にその内容を申し出て、行政処分などの措置を求めることができます。

◆特定商取引法で禁止されている主な内容

- 断っているのに、しつこく何回も勧誘の電話をする。
- 勧誘目的であることを隠して、一般の人が自由に入出入りしない場所（事業者の事務所、ホテルの部屋や会議室、カラオケボックスなど）に誘い込んで勧誘する。
- 勧誘の前に事業者名や商品などの種類、勧誘が目的で

あることを告げない（無料点検と言って、実際は商品売りつけるなど）。

- 日常生活ではとうてい必要でない多量の商品などを売りつける。
- 確実に利益が得られると誤解させる。

◆申出制度の流れ

前記のような違反行為があったときは、次の方法で行政処分などの措置を求めることができます。

①国や都道府県に申し出る

悪質な事業者の行為を改めさせ、同じような被害を防ぐために、国や都道府県に情報提供し、適切な措置を取よう求めます。

②国や都道府県が調査する

申出書に記載されているような事実があったかどうか、情報収集や調査を行います。

③特定商取引法に基づき適切な措置を講じる

事業者が業務停止命令などの行政処分を行います。
※申し出先などくわしいことは、消費生活センターに問い合わせてください。

◆個別のトラブルの解決は消費生活センターに相談を

この申出制度は、個別の被害の救済をするものではありません。契約解除や返金に関する相談など、契約後のトラブルだけでなく、契約前でも心配なことがあるときは、消費生活センターに相談してください。

岡旭市消費生活センター（☎63-7272）・相談直通電話（☎62-8019）